

<保育園におけるくすりの与薬について 注意事項>

香美市教育振興課幼保支援班

保育園では原則くすりの与薬は行いません。医師の指示によりやむを得ず保育利用時間内の与薬が必要な場合に限り、保護者のくすり連絡票の指示に基づいて、保育職員が代理で与薬を行います。

- 主治医に保育園では原則くすりの与薬ができないため、「朝・夕」または「朝・夕・睡前」の服薬に変更できないか相談してください。
- くすりやおくすり連絡票の記載に抜かりがないよう、提出前に再度ご確認ください。

<提出前のチェックリスト>

- おくすり連絡票・くすり・薬剤情報提供書の3つすべてがそろっていますか。
- おくすり連絡票に記載抜かりはありませんか。
- くすりにクラス名・児童名・与薬する日時（昼食後等）の記載はありますか。
- おくすり連絡票と薬剤情報提供書の内容・処方日はありますか。
- くすり連絡票・くすりへの記載はボールペンで書いていますか。（印刷したものを除く）

※鉛筆や消えるペンで書いていた場合は与薬できません。

- 同じ薬剤が続けて処方された場合など、特殊な場合には薬剤情報提供書にて確認いたします。
古い分・新しい分それぞれの薬剤情報提供書を必ずご提出ください。
- 保育園で与薬できるくすりは、処方日数+1日に限ります。飲み忘れ等で残っていて、医師の指示に従い服用する場合も、保育園では与薬できません。
- 過去に処方されたくすりや市販薬は与薬できません。
- 保育所で使用するくすりは、1回分ずつに分けて当日分のみをご用意ください。（水薬は、氏名を記入した清潔な容器に1回分をご用意ください。）
- 「咳が出たら」「肌が乾燥していると感じたら」「痒がっていたら」など職員が症状を判断する必要があるくすり（目薬・塗り薬も含む）は与薬できません。
- 記載抜かりや誤りがあった場合、与薬できません。電話での確認による与薬もできませんのでご了承ください。
- くすりがある場合は、必ず登園時に職員へ手渡していただき、確認が取れるまでお待ちください。
朝の登園時には職員が少なく、お預かりに時間がかかる場合があります。時間に余裕をもつての登園にご協力を願いいたします。